

高齢者のかたに対する減免等

国民健康保険 一部負担金

概要 市民税課税所得金額が百四十五万円以上は三割負担。収入額が一定額未満のかたは一割負担になります。

対象 七十歳以上七十五歳未満のかた

要件 七十歳以上の被保険者または老人保健適用者(国保加入者に限る)の年収が世帯合計で五百二十万円未満(一人世帯である場合は三百八十三万円未満)であるかた

申請 保険年金課税保険担当へ国民健康保険基準収入額適用申請書を提出(郵送可)

保険年金課税保険担当 ☎382035

医療費関係

保険年金課医療助成担当

☎382037

【医療費一部負担金の助成】

概要 災害等の特別な事情により、医療費の一部負担金を減額または免除します。

対象 老人保健法老人医療受給者または老人福祉医療受給者

要件 災害等により、または福祉医療受給者が失業等特別な事情により、医療費の一部負担金の支払いが一時的に困難であると認定された場合

申請 保険年金課(医療助成担当)へ減免申請書および事由に該当することを明らかにできる書類を提出

を含む。以下同じ)の中に、市民税の課税所得金額が百四十五万円以上のかたがおられるかた

要件 高齢者世帯員の収入金額の合算額が五百二十万円以上六百二十一万円未満の場合(高齢単身世帯の場合は三百八十三万円以上四百八十四万円未満の場合)

申請 印鑑持参のうえ、保険年金課(医療助成担当)へ老人保健法老人医療受給者証、健康保険証、平成十七年度分の確定申告の写し等収入金額の確認できる書類の写しを提出

対象 六十五歳以上七十歳未満のかたで市民税が非課税のかた

要件 同一世帯の六十五歳以上のかたの中に市民税課税所得金額が百四十五万円以上のかたがおられる場合で、同一世帯の六十五歳以上のかたの収入金額の合算額が五百二十万円未満の場合

申請 印鑑持参のうえ、保険年金課(医療助成担当)へ健康保険証、平成十七年度分の確定申告の写し等収入金額の確認できる書類の写しを提出



花ショウブ

個人市・県民税

課税課市民税担当 ☎382016
 高年福祉課 ☎382044

【減免】

概要 所得割額の十五分の四(平成十八年度)、十五分の二(平成十九年度)を減免します。

対象 六十五歳以上のかた

要件 昭和十五年一月二日以前に生まれ、前年中の所得が百二十五万円を越え百五十八万円以下のかた。納期限までに減免申請書を提出していること。個人市県民税が納付済でないこと

申請 課税課市民税担当へ減免申請書を提出(郵送可)

【非課税】

概要 所得が百二十五万円以下で、なおかつ介護保険で「要介護1」以上に認定された六十五歳以上のかたで、障害者または特別障害者(控除対象者)に認定された場合に非課税となります。

対象 要介護認定を受けているかた

要件 本人の前年中の所得が百二十五万円以下で、障害者または特別障害者(控除対象者)に認定書が交付されていること

申請 認定申告書または市申告書・障害者控除対象者認定書を、税控除については課税課市民税担当、障害者控除対象者認定については高年福祉課へ提出

対象 要介護認定のかた

要件 障害者(または特別障害者)に認定されたこと

申請 認定申告書または市申告書・障害者控除対象者認定書を、税控除については課税課市民税担当、障害者控除対象者認定については高年福祉課へ提出

【自己負担限度額の引き下げ】

概要 高齢者世帯員の収入金額の合算額が一定額未満である場合、申請により自己負担区分および自己負担限度額を一般の区分に引き下げます。

対象 老人保健法老人医療受給者のうち同一世帯の高齢者世帯員(七十歳以上のかた・老人保健法老人医療受給者)

【老人福祉医療の適用】

概要 同一世帯の六十五歳以上のかたの中に市民税課税所得金額が一定額以上のかたがおられる場合で、同一世帯の六十五歳以上のかたの収入金額の合算額が一定額未満の場合、申請により老人福祉医療対象者となります。

【限度額適用・標準負担額減額認定】

概要 医療費、入院時食事料の一部負担金を減額します。

対象 老人保健法老人医療受給者

要件 老人保健法老人医療受給者市町村民税非課税世帯に属するかた

申請 印鑑持参のうえ、保険年金課(医療助成担当)へ減免申請書を提出(郵送可)

亡し、心身の重大な障がいや長期入院で収入が著しく減少したとき、生計維持者の収入が、事業の休業や著しい損失、失業等著しく減少したとき、生計維持者の収入が、干ばつ・冷害等による農作物の不作や不漁等著しく減少したとき

申請 印鑑持参の上、高年福祉課(介護保険担当)へ減免申請書・被災証明書、収入がわかる書類等を提出

ご存じですか？ 減免・軽減制度

【所得控除】

概要 介護保険で「要介護1」以上に認定された六十五歳以上のかたで、障害者(または特

【介護保険料の減免】

概要 失業などにより、本人やご家族の所得が前年に比べて大幅に減少するかたは所得の減少の割合に応じて、来年度に見込まれる保険料段階の金額に減額申請のあった月から年度末まで適用します。

対象 保険料段階が第四～七段階で次の全てに該当する

介護保険関係

高年福祉課介護保険担当

☎382046

概要 生計中心者の失業・死亡等の特別な事情により収入が減り、保険料段階が下がると見込まれるかた。今年一年間の所得が、前年に比べて半分以上に減るかた

要件 印鑑を持参の上、高年福祉課介護保険担当へ減免申請書・収入がわかる書類(離職票等)を提出

【介護サービス利用者負担の減免】

概要 災害等の特別な理由により、在宅サービス、福祉用具の購入・住宅改修の費用の一部を負担することが一時的に困難な要介護・要支援の認定を受けたかたは利用者負担を一部以下に減免します。

対象 いずれかの要件に該当するかた

要件 要介護者等生計維持者が、震災・風水害・火災等で住宅等の財産に著しい損害を受けたとき、生計維持者が、死

申請 印鑑持参の上、高年福祉課(介護保険担当)へ減免申請書・被災証明書、収入がわかる書類等を提出